

鎌倉市利用調整基準表（令和8年度から適用）

(1) 基本点数				点	
番号	実施基準	保 護 者 の 常 態		点数	
				父	母
1	就労 (就労内定者を含む)	月160時間以上勤務の者		20	20
		月140時間以上、160時間未満勤務の者		19	19
		月120時間以上、140時間未満勤務の者		18	18
		月100時間以上、120時間未満勤務の者		17	17
		月 80時間以上、100時間未満勤務の者		16	16
		月 64時間以上、 80時間未満勤務の者		15	15
		育児休業の延長を許容（調整点数は適用されない）		0	0
2	求職活動中	就職活動中の者		12	12
3	妊娠・出産	産前・産後の数箇月間保育の必要がある者			20
4	疾病・負傷・障害	入院	1 箇月以上の入院	20	20
		自宅療養	常時病臥（一日の大半を病床で過ごす場合）	20	20
			慢性疾患等で医師から自宅での療養を指示されている	16	16
		心身障害	身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A1、A2）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の交付を受けている者	20	20
			身体障害者手帳（3・4級）、療育手帳（B1、B2）の交付を受けている者	18	18
上記以外で心身に障害があり保育が困難な場合	16		16		
5	介護・看護	介護又は看護に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～15	20～15
6	災害復旧	災害の復旧に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～15	20～15
7	就学(就学予定者も含む)	就学に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～15	20～15
8	ひとり親世帯	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯であり、保育を必要とする要件がある		40	40
9	その他	前各項に掲げるものの他、保育を必要とする者		20	20
(2) 調整点数				点	
	内 容			点数	
1	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯(市内在住者及び入所希望日までに転入される場合のみ対象)。			20	
2	すでに兄弟姉妹が、市内の認可保育所、認定こども園(保育枠)、地域型保育事業を利用している又は地域型保育事業を卒園し、連携施設である幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)を、利用していること(する予定であること)を確認できた場合(転園申込みを除く)。			5	
3	兄弟姉妹同時に利用申請が出ている(2人以上)。			3	
4	申請児童が多胎児である。			3	
5	入所希望の年度の4月1日時点で、生計を一にする18歳未満の児童が3人以上の世帯。			2	
6	転園を希望している(申請児童が転園を希望している園に、兄弟姉妹が在園する園を含む場合又は市内転入により、市外の保育所等への通園が困難となる場合に限る)。			8	
7	前年度4月入所又は0歳児クラスで保育可能月齢が達する月に申込みをし、保留となっている(転園申込みを除く)。			2	
8	入所後、産前産後休業・育児休業から復職予定である又は入所前に、産前産後休業・育児休業を取得し、既に復職し、現在も就労要件を満たしている場合(転園申込みを除く)。			8	
9	市内在住者又は入所希望日までに転入する世帯であり、保育を必要とする要件があり、申込み児童が、認可外保育施設やベビーシッター、一時預かり、幼稚園の長時間預かり等を月64時間以上、有償で常態的に利用している(就労内定(就学予定)中、求職活動中及び育児休業中等の利用は除く)。			2	
10	市内の認可保育所・認定こども園(保育枠)・地域型保育事業で、保育士として就労(内定)している場合(月120時間以上)。			20	
11	市内の認可保育所・認定こども園(保育枠)・地域型保育事業で、保育士として就労(内定)している場合(月64時間以上、120時間未満)。			15	
12	市内の認可保育所・認定こども園(保育枠)・地域型保育事業で、看護師、栄養士又は調理師として就労(内定)している場合。			5	
13	市内の幼稚園及び地域枠が存在する企業主導型保育事業で、幼稚園教諭又は保育士として就労(内定)している場合。			10	
14	保護者が単身赴任や長期入院など昼夜問わずに不在であることが確定している場合。			2	
15	申請児童又は同居の家族が障害にかかる手帳の交付を受けている場合(障害にかかる施設等に入所しており、同居していない場合は除く)。			4	
16	生活保護法による被保護世帯である。			2	
17	里親委託が行われている児童である。			5	
18	市外居住者である(入所希望日までに転入される方及び(2)-10, 11, 12, 13の加点対象となる場合は除く)。			-30	
19	児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合。			30	
			年 月 審査から適用	(1) 基本点数 + (2) 調整点数 = 合計	
				点	

■ 点数の基準 申込み締切日時点の状況が基準です。「申込み締切日時点の状況」とは、申込み締切日時点でご提出された書類の状況が、入所(希望)日まで維持されており、入所後もその状況が続く見込みがある場合です。 なお、育児休業中の方につきましては、入所後翌月1日までに復職することが申込みの前提となります。		
■ 計算方法 【 父の基本点数 + 母の基本点数 】 + 【 調整点数 】 = 【 利用調整点数 】 希望順位(第1希望～)による判定をせず、各施設の希望者の中で、利用調整点数の高い者から選考します。 (例：第4希望であっても、第1希望の者より点数が高ければ第4希望の者を選考します。)		
■ 利用調整点数が並んだ場合は、市内居住者(入所希望日までに転入される方)を優先し、以下の順に審査会にて判断します。		
(1) 基本点数の合計が高い世帯 (4) 市民税所得割額の低い世帯(父母合算) ※新規申請者と転園申請者が同点となった場合、新規申請者を優先します。 ※同点時の調整項目で判断できない場合には、総合的に判断します。	(2) ひとり親世帯その他これに準ずる世帯 (5) 育児休業の最長期間がより短い世帯	(3) 希望施設順位の高い方 (6) 待機期間が長い世帯

■ 審査に必要な証明書類等について					
項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名
(1)-1	就労証明書(法人化されていない自営業の場合は、スケジュール表及び開業届の写しもしくは確定申告書の写し(開業2年目以降は必須)等自営業を証明する書類も必要。)	(1)-6	災害の復旧についての証明書類(又は申立書)	(2)-10 (2)-11 (2)-12 (2)-13	保育士等として市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、幼稚園等で就労(内定)していることのわかる就労証明書
(1)-2	求職活動・起業準備についての状況申告書(誓約書)	(1)-7	学生証(又は在籍証明書)の写し、時間割等の写し		
(1)-3	母子健康手帳の写し(表紙、分娩予定日の分かる部	(2)-1	離婚協議中・離婚調停中がわかる書類、戸籍謄本、児童扶養手当証書、福祉医療証、離婚届の受理証明書などのコピー		
(1)-4	診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等	(2)-8	就労証明書(育児休業・産休に関する記載のあるもの)		
(1)-5	介護・看護要件の場合は併せて「介護・看護状況申告書」	(2)-9	保育証明書(子育てのための施設等利用給付認定を受けている場合も含む)	(2)-15	療育手帳、または障害者手帳